

瑞浪市移住定住奨励券Q&A

よくある質問

ここでは、皆様より寄せられる、よくあるご質問にお答えします。

1. 瑞浪市移住定住奨励券はどこのお店で使えますか？

裏面に加盟店一覧表がございますのでご確認ください。加盟店の業種・電話番号については瑞浪商工会議所のホームページ内『加盟店一覧』でご確認ください。また、加盟店には所定のポスター・ステッカーが掲示されています。

2. 有効期限はありますか？

利用できる期間は令和3年7月1日(木)～令和3年12月31日(金)の間となっています。

3. 有効期限を過ぎたら使えないのですか？

有効期限後の利用はできません。また、商品券の現金化等もできませんので、期限内でのご利用をお願いします。

4. お店によって使えない商品やサービスはありますか？

商品券も現金同様の取扱いを行ってもらえるよう加盟店へお願いしていますが、店舗によっては利用対象外の商品やサービス等がありますので、ご利用の際にご確認ください。換金性の高いもの(商品券・ビール券・図書カード・切手・収入印紙・プリペイドカード等)、事業活動に伴い発生した買掛金、未払金等の支払い等は利用対象外となります。

5. 商品券の「専用商品券」14枚と「共通商品券」6枚について、使えるお店の区分はどうなっているのですか？

大型店では、共通商品券(1セット20枚のうち6枚)のみ、ご利用になれます。それ以外の加盟店では、どちらの券もご利用になれます。

6. 大型店とはどのようなお店ですか？

大型店とは店舗面積1,000㎡を超える店舗を指します。裏面の加盟店一覧表および瑞浪商工会議所ホームページ内に掲載していますので、ご確認をお願いします。

7. 瑞浪市外のお店で利用できないのですか？

瑞浪市外の事業所ではご利用になれません。裏面の加盟店一覧等で利用可能店舗をご確認ください。

8. おつりは出してもらえますか？

おつりはお出しできません。額面以上のお買物でのご利用をお願いします。

9. 税金や公共料金の支払いに商品券を利用することはできますか？

商品券は登録された事業所での商品の購入、サービスの提供を受けるために利用できるものなので、税金や公共料金の支払いには利用できません。

10. 商品券が破れたり燃えたりした場合には交換してもらえますか？

乱丁落丁があった場合には交換いたしますが、それ以外は原則交換できません。盗難・紛失・その他の事故等につきましては、その責めを負いかねますのでご了承ください。



瑞浪市移住定住商品券発行事業事務局

TEL 0572-67-2222 FAX 0572-67-2230 (瑞浪商工会議所内)

瑞浪商工会議所ホームページ <http://www.mzcci.or.jp/>